

# 食糧自給力向上へ

## 農業者戸別所得補償制度が本格実施

農業振興課農業振興係 ☎0824731132

### 米の生産調整にご協力ください

昨年度、モデル事業としてスタートした「戸別所得補償制度」が、本年度から「農業者戸別所得補償制度」として本格実施されます。

日本の農業は、農業者の急速な高齢化と大幅な減少などで危機的な状況です。加えて世界の穀物需要が高まる中、安全で安心な国産農産物を生産していく力を確保することが国にとって重要な課題になっていきます。

こういった現状から、本制度の実施により、農業経営の安定、国内生産力の確保、食糧自給率の向上、農業の多面的機能の維持を目指します。

米戸別所得補償モデル事業が「米の戸別所得補償交付金」、水田利活用自給力向上事業が「水田活用の所得補償交付金」へ名称が変わり、新たに「畑作物の所得補償交付金」が加わります。

### 農業者戸別所得補償制度は3つの事業で構成されています。

**米の所得補償交付金**  
(米に対する所得補償事業)

**水田活用の所得補償交付金**  
(転作作物の作付に対する助成事業)

**畑作物の所得補償交付金**  
(畑作物の作付に対する助成事業)

#### 1 米の所得補償交付金

生産にかかる費用が恒常的に販売価格を上回る米に対して、その差額分相当が交付されます。

##### ■ 交付対象者

米の生産数量目標(配分面積)の範囲内で主食用米の生産を行う販売農家・集落営農

##### ■ 交付対象面積

主食用米の作付面積から10a(自家消費相当分)を差し引いた面積。

##### ■ 交付単価

● 定額部分  
1万5千円(10a当たり)

● 変動部分 23年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額を基に算定

※標準的な販売価格とは

平成18年産から20年産までの相対取引価格の平均

##### 調整水田などの不作付地がある場合

不作付地がある場合は、改善計画を市に提出し認定を受ける必要があります。22年のモデル対策で既に認定を受けている方は、新たに発生した不作付地のみ改善計画を作成してください。

#### 2 畑作物の所得補償交付金

交付対象作物を生産数量目標に従って生産を行う販売農家に対して、標準的な生産費と販売価格の差額分に相当する交付金が交付されます。

##### ■ 交付対象者

対象作物の生産数量目標(契約など)に従って生産を行う販売農家・集落営農。

##### ■ 対象作物

麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、そば、なたね

##### ■ 交付単価

● 面積払(前年産の生産面積に基づき交付されます。)

2万円(10a当たり)

※前年産の生産面積のない方は数量払のみとなります。

● 数量払(23年産の出荷・販売数量に、品質に応じた重量当たりの単価で交付されます。)

※面積払を受けた方は、面積払分を差し引いて支払います。

##### ■ 平均交付単価

小麦	6,360円/60kg
二条大麦	5,330円/50kg
六条大麦	5,510円/50kg
はだか麦	7,620円/60kg
大豆	11,310円/60kg
そば	15,200円/45kg
なたね	8,470円/60kg

### 3 水田活用の所得補償交付金

#### 加入手続き

水田を有効活用して麦、大豆、米粉用米、飼料用米などを生産する販売農家・集落営農に対して、作付面積に応じて交付されます。

#### ■交付対象者

交付対象作物を、販売を目的に生産する販売農家・集落営農。

#### ■交付単価(表1)

#### ■産地資金による加算措置

地域振興作物を作付けた場合は、加算金を支払います。(表2)

表1

作物		交付単価 (10a当たり)
全国一律	戦略作物	麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)
		大豆(黒大豆を含む)
		飼料作物
		新規需要米(米粉用米、飼料用米、WCS用稲)
県内一律	その他作物	そば、なたね、加工用米
		① キャベツ、アスパラガス、ほうれんそう、こまつな、ねぎ、わけぎ、トマト、かぼちゃ、きゅうり、なす、ばれいしょ、だいこん、たまねぎ、いちご、ブロッコリー、ピーマン、くわい、ひろしまな、さといも、にんじん、きく、ぶどう、いちじく
		② ①、③以外の野菜、花き、果樹など
		③ 花木、地力増進作物、景観形成作物
		備蓄米(事前に契約が必要です)
全国一律		二毛作助成(主食用米と戦略作物または戦略作物同士の組み合わせ)
		耕畜連携助成(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取り組み)

表2

作物名	交付単価(10 a当たり)
庄原・口和・比和・総領	担い手農家 20,000 円以内 その他農家 12,000 円以内
西城	
東城	
高野	
全地域	4,000 円以内

※市全体の実績面積が確定した段階で単価を調整します。

## 地球温暖化防止などの取り組みを支援 環境保全型農業直接支援対策がスタート

農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっています。

この制度は、環境保全効果の高い営農活動に取り組み農業者に対してその取り組みに対する経費を支援します。

#### ■支援の対象者

次の要件を満たす、販売を目的として生産を行う農業者、集落営農などの農業者グループ  
○エコファーマー認定を受けていること  
○農業環境規範に基づく点検を行っていること  
※エコファーマーとは「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた農業者の愛称

#### ■支援の対象となる取り組み

1 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取り組みとカバーアップの作付(5割低減の取り組みの前か後に緑肥などを作付ける)を組み合わせた取り組み

#### 2 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取り組みとリビンダマ

ルチ(5割低減の取り組みを行う作物の畝間に麦類や牧草などを作付ける)または草生栽培を組み合わせた取り組み

#### 3 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取り組みと冬期湛水管理(冬期間の水田に水を張る)を

組み合わせた取り組み

#### 4 有機農業の取り組み(化学肥料、農薬を使用しない取り組み)

※「有機」を表示する場合には、有機JASの認定を受ける必要があります。

#### ■支援単価

8千円(10 a当たり)

#### ■申請期限

6月30日(木)まで

申請手続きなど、詳しくは農業振興課農業振興係(☎0824-73-1132)または各支所担当室までお問い合わせください。